

厚生労働省発職0612第1号

令和5年6月12日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案要綱」、「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等案要綱」及び「障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間案要綱」について、貴会の意見を求める。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 障害者雇用調整金の支給額の調整に係る障害者の雇用の促進等に関する法律第五十条第一項の政令で定める数を、百二十とすること。
- 二 その他所要の改正を行うこと。
- 三 この政令は、令和六年四月一日から施行すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 障害者雇用関係助成金の拡充等

一 中高年齢等障害者の雇用継続に係る支援の新設

次に掲げる助成金について、それぞれ次に掲げる者（加齢により伴って生ずる心身の変化により職場への適応が困難となった当該措置に係る者の継続雇用のため、当該措置を行うことが必要であると独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」という。）が認めるものに限る。）に対して、支給することとする。

1 障害者作業施設設置等助成金 その雇用する障害者である労働者（三十五歳以上の者に限る。以下

この一において同じ。）の業務の遂行のために必要な施設又は設備の設置又は整備を行う事業主

2 障害者介助等助成金 次のいずれかに該当する事業主

(一) その雇用する障害者である労働者の職務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための研修を行う事業主

(二) その雇用する別表第一第一号又は別表第三第六号若しくは第七号に掲げる身体障害がある者であ

る労働者の業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

(三) その雇用する別表第一第二号又は別表第三第三号に掲げる身体障害がある者である労働者の雇用管理のために必要な手話通訳、要約筆記等を担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

(四) その雇用する障害者である労働者の業務の遂行に必要な職場支援員の配置又は委嘱を行う事業主

3 職場適応援助者助成金 次のいずれかに該当するもの

(一) 社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うもの

(二) 障害者である労働者の雇用に伴い必要となる援助に関する計画に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主

二 障害者介助等助成金の拡充

障害者介助等助成金は、一の2に掲げるもののほか、次に掲げる事業主に対して支給することとする。

1 その雇用する別表第一第一号に掲げる身体障害がある者である労働者であつて、事務的業務以外の

業務に従事するものの業務の遂行のために必要な介助の業務を担当する者の配置を行う事業主及び当該措置を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行う事業主

2 手話通訳、要約筆記等を担当する者の配置を行う事業主及び当該者の配置又は委嘱を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当該労働者について当該措置を継続して行う事業主

3 その雇用する五人以上の障害者である労働者のために必要な健康相談を行う医師の委嘱を行う事業主

4 その雇用する五人以上の障害者である労働者の雇用管理のために必要な職業生活に関する相談及び支援の業務を専門に担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

5 その雇用する五人以上の障害者である労働者の職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する者の配置又は委嘱を行う事業主

6 その雇用する障害者である労働者の介助等の業務を行う者（一の2（二）から（四）まで、4及び5に掲げ

る者であつて、当該事業主の事業所に配置されているものに限る。）の資質の向上のための措置を行う事業主

三 障害者雇用啓発活動に対する支援の新設

機構は、障害者雇用啓発活動として、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるための啓発活動（障害者の雇用の促進に必要であると認められる啓発活動に限る。）を行うこととする。

四 障害者雇用相談援助助成金の新設

1 障害者雇用相談援助助成金について、次のいずれにも該当するものに対して支給することとする。

(一) 社会福祉法人その他対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（以下この四において「障害者雇用相談援助事業」という。）を行うもの（ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項及び第四十五条第一項の厚生労働大臣の認定に係る子会社（以下「特例子会社」という。）が、親事業主又は関

係会社（以下この（一）において「親事業主等」という。）を対象に障害者雇用相談援助事業を実施する場合においては、当該障害者雇用相談援助事業の実施により、当該特例子会社において就労する対象障害者について当該親事業主等による雇入れ又は当該親事業主等への出向（以下この1において「対象障害者の雇用等」という。）を実施し、かつ、今後の対象障害者の雇用等を予定しているときに限る。）

（二） 次のいずれかに該当するもの

イ その事業所において対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続のための措置を行った事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行ったもの

ロ その事業所において対象障害者を雇入れ、及び六箇月以上その雇用を継続した事業主に対して、障害者雇用相談援助事業を行ったもの（ただし、特例子会社が障害者雇用相談援助事業を実施する場合は、対象障害者の雇用等を実施したときを除く。）

2 障害者雇用相談援助事業を行う者は、次のいずれにも該当することについて、都道府県労働局長の認定（以下この四において単に「認定」という。）を受けなければならないこととすること。

- (一) 次のいずれかに該当する法人であること。
 - イ 障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務を実施した実績を有する法人
 - ロ 特例子会社等であつて、障害者雇用相談援助事業の実施に必要な障害者の一連の雇用管理に関する実績の実績を有するもの
- (二) 法定雇用障害者数以上の対象障害者を雇用していること。
- (三) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 6の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者（ただし、(二)に該当しなくなったこと又は6の(六)に該当することにより取消しを受けた者を除く。）
 - ロ 偽りその他不正の行為により雇用関係助成金等の支給を受け、又は受けようとしたこと等により、当該雇用関係助成金等の支給要件を満たさなくなった者
 - ハ 法又は法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実があると認められる者
- (四) 障害者雇用相談援助事業を適正に実施する能力を有する者として、次のいずれにも該当すること。

イ 事業運営責任者として、障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務に五年以上従事し、かつ当該業務又は実務の総括的な指導監督の業務に二年以上従事した経験を有する者を配置していること。

ロ 事業実施者として、障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務に三年以上従事した経験を有する者を配置していること。

(五) 障害者雇用相談援助事業の実施状況等について、都道府県労働局長又は機構が行う調査その他障害者雇用相談援助事業の適正な実施に関する要請に応じることとしていること。

(六) 個人情報等を適正に管理等するために必要な措置を講じていること。

3 認定の申請は、厚生労働大臣が定める様式に対象障害者の一連の雇用管理に関する援助の業務又は実務の実績の内容等を記載した書面を添付して行わなければならないこととし、当該申請に係る者が適正に障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有する者と認められるときは、都道府県労働局長は、その認定をすることができることとする。

4 認定事業者は、3の申請書及び添付した書面に記載された事項に変更を生じたときは、当該変更の

日から一月以内に都道府県労働局長に文書で報告しなければならないこととする。

5 認定事業者が、相談援助事業を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、一月前までにその旨を都道府県労働局長に届け出なければならないこととする。

6 都道府県労働局長は、認定事業者が、次のいずれかに該当すると認めるとき等は、当該認定を取り消すことができることとする。

(一) 2の(一)から(六)までのいずれかに該当しなくなったとき。

(二) その行う障害者雇用相談援助事業の実施状況等を勘案し、適正に障害者雇用相談援助事業を実施する能力を有すると認められなくなったとき。

(三) 正当な理由がないのに2の(五)の調査に協力せず又は要請に応じなかったとき。

(四) 偽りその他不正な手段で認定を受けたとき。

(五) 正当な理由がないのに4の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(六) 障害者雇用相談援助事業を廃止したとき。

7 障害者雇用相談援助助成金の額その他必要な事項については、厚生労働大臣の定めるところによる

こととする。

五 障害者雇用関係助成金の不支給等

1 障害者雇用関係助成金は、法第五十三条第一項の障害者雇用納付金の納付の状況が著しく不適切である、又は過去五年以内に偽りその他不正の行為により、障害者雇用関係助成金の支給を受け、若しくは受けようとした事業主等に対しては、支給しないこととする。

2 機構は、偽りその他不正の行為により障害者雇用関係助成金の支給を受けた事業主等に対して、支給した障害者雇用関係助成金の全部又は一部を返還すること等を命ずることができることとする。

3 機構は、事業主等が、偽りその他不正の行為により、障害者雇用関係助成金の支給を受け、又は受けようとした場合は、当該事業主等の氏名並びに事業所の名称及び所在地、事業の概要等を公表することができることとする。

六 その他所要の改正を行うこと。

第二 障害者雇用調整金及び報奨金の支給額の算定に関する事項

一 障害者雇用調整金の支給額の算定に関し、法第五十条第一項の厚生労働省令で定める金額は、二万三千円とすること。

二 報奨金の支給額の算定に関し、法附則第四条第三項の法第五十条第一項の政令で定める数以上の数で厚生労働省令で定める数は、四百二十人とし、同項の政令で定める数以上の数で厚生労働省令で定める額に満たない範囲内において厚生労働省令で定める額は、一万六千円とすること。

第三 特定短時間労働者等に関する特例

一 法第六十九条から第七十一条まで及び第七十四条の二第十一項並びに法附則第四条第九項の法第四十条第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範囲内において厚生労働省令で定める数は、〇・五人とすること。

二 法第七十条の厚生労働省令で定める便宜は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第六条の十第一号に定める便宜とすること。

第四 施行期日等

一 この省令は、令和六年四月一日から施行すること。

二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示案要綱

第一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第十八条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者作業施設設置等助成金の額等を定める件の一部改正

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第十七条の二第一項第二号に規定する中高年齢等障害者作業施設等（以下単に「中高年齢等障害者作業施設等」という。）の設置又は整備に係る助成金の額は、当該措置に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（その額が次の1及び2に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ1及び2に掲げる額を超えるときは、当該額）とすること。

1 中高年齢等障害者作業施設等の設置（賃借による設置を除く。）又は整備に係る助成金 四百五十万円（中高年齢等障害者作業施設等のうち設備の設置又は整備については、百五十万円（中途障害者に係る職場復帰のための設備の設置又は整備にあつては、その設置又は整備に要する額に相当する額）として四百五十万円を超えない範囲で独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「機構」

という。)が定める額)に当該中高年齢等障害者作業施設等の設置又は整備に係る雇入れ又は継続雇用に係る障害者の数を乗じて得た額(その額が一事業所につき一会計年度において四千五百万円を超えるときは、四千五百万円)

2 中高年齢等障害者作業施設等の賃借による設置に係る助成金 一月につき十三万円(中高年齢等障害者作業施設等のうち設備の賃借による設置については、五万円(中途障害者に係る職場復帰のための設備の賃借による設置にあつては、その設置に要する額に相当する額として十三万円を超えない範囲で機構が定める額)

二 一の2の助成金の支給の対象となる期間は、当該中高年齢等障害者作業施設等の賃借が開始された日の属する月の翌月から起算して三年の期間のうち、当該中高年齢等障害者作業施設等を当該助成金の支給に係る障害者のために使用している期間とすること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第二 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部改正

一 次の1から9までに掲げる事業主に対して支給する助成金の額は、それぞれ1から9までに掲げる額とすること。

1 施行規則第十九条の二第一項第一号の二に規定するその雇用する障害者である労働者の職務の遂行に必要な基本的な知識及び技能を習得させるための措置等を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した当該措置等に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（ただし、同号の措置に係る障害者一人につき年額二十万円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主（障害者の雇用の促進等に関する法律（第五の一において「法」という。）第五十条第一項に規定する障害者雇用調整金の支給を受ける事業主であつて、同項に規定する超過数が同項の政令で定める数を超える事業主をいう。以下同じ。）（施行規則第十九条の二第一項第一号の二に該当する事業主に限る。）にあつては、年額三十万円）を限度とする。）

2 施行規則第十九条の二第一項第二号イに規定する介助の業務を担当する者（以下「介助者」という。）の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲

げる額を超えるときは、当該額)

(一) 介助者（事務的業務以外の業務に従事する者に係るものに限る。(二)において同じ。)の配置に係る助成金 介助者一人につき月額十五万円

(二) 介助者の委嘱に係る助成金 介助者の委嘱一回につき一万円(ただし、一年につき百五十万円を限度とする。)

3 施行規則第十九条の二第一項第二号ロに規定する手話通訳、要約筆記等を担当する者(以下「手話通訳担当者等」という。)の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

(一) 手話通訳担当者等の配置に係る助成金 手話通訳担当者等一人につき月額十五万円

(二) 手話通訳担当者等の委嘱に係る助成金 手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき一万円(ただし、一年につき百五十万円を限度とする。)

4 2又は3の措置を行い、引き続き当該措置に係る障害者である労働者を継続して雇用し、かつ、当

該労働者について当該措置を継続して行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した介助者又は手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額）

(一) 2の(一)の助成金 介助者一人につき月額十三万円

(二) 2の(二)の助成金 介助者の委嘱一回につき九千円（ただし、一年につき百三十五万円を限度とする。）

(三) 3の(一)の助成金 手話通訳担当者等一人につき月額十三万円

(四) 3の(二)の助成金 手話通訳担当者等の委嘱一回につき九千円（ただし、一年につき百三十五万円を限度とする。）

5 施行規則第十九条の二第一項第二号ホに規定する健康相談のために必要な医師（以下この5及び2の5において「健康相談医」という。）の委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した健康相談医の委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（ただし、健康相談医一人の委嘱一回につき二万五千円を限度とし、健康相談医一人につき年額三十万円を限度とする。）

6 施行規則第十九条の二第一項第二号へに規定する職業生活に関する相談及び支援の業務を専門に担当する者（以下この6及び二の6において「職業生活相談支援専門員」という。）の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる額を超えるときは、当該額）

- (一) 職業生活相談支援専門員の配置に係る助成金 職業生活相談支援専門員一人につき月額十五万円
- (二) 職業生活相談支援専門員の委嘱に係る助成金 職業生活相談支援専門員一人の委嘱一回につき一万円（ただし、職業生活相談支援専門員一人につき年額百五十万円を限度とする。）

7 施行規則第十九条の二第一項第二号トに規定する職業能力の開発及び向上のために必要な業務を専門に担当する者（以下この7及び二の7において「職業能力開発向上支援専門員」という。）の配置又は委嘱の措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる額を超えるときは、当該額）

(一) 職業能力開発向上支援専門員の配置に係る助成金 職業能力開発向上支援専門員一人につき月額十五万円

(二) 職業能力開発向上支援専門員の委嘱に係る助成金 職業能力開発向上支援専門員一人の委嘱一回につき一万円(ただし、職業能力開発向上支援専門員一人につき年額百五十万円を限度とする。)

8 施行規則第十九条の二第一項第二号チに規定する介助等の業務を行う者の資質の向上のための措置を行う事業主 機構が別に定める基準に従って算定した当該措置に要する費用の額に四分の三を乗じて得た額(ただし、一事業主につき年額百万円を限度とする。)

9 施行規則第十九条の二第一項第四号に該当する中高年齢等障害者の雇用の継続のための措置を行う事業主 次に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれに掲げる額

(一) 施行規則第十九条の二第一項第四号イに規定する措置に係る助成金 機構が別に定める基準に従って算定した介助者の配置又は委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額(その額が次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに掲げる額を超えるときは、当該額)

イ 介助者の配置に係る助成金 介助者一人につき月額十三万円(中小企業事業主又は調整金支給

調整対象事業主にあつては、十五万円)

ロ 介助者の委嘱に係る助成金 介助者の委嘱一回につき九千円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては一万円) (ただし、一年につき百三十五万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、百五十万円)を限度とする。)

(二) 施行規則第十九条の二第一項第四号ロに規定する措置に係る助成金 機構が別に定める基準に従つて算定した手話通訳担当者等の配置又は委嘱に要する費用の額に三分の二を乗じて得た額(その額が次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を超えるときは、当該額)

イ 手話通訳担当者等の配置に係る助成金 手話通訳担当者等一人につき月額十三万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、十五万円)

ロ 手話通訳担当者等の委嘱に係る助成金 手話通訳担当者等一人の委嘱一回につき九千円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては一万円) (ただし、一年につき百三十五万円(中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、百五十万円)を限度とする。)

(三) 施行規則第十九条の二第一項第四号ハに規定する措置に係る助成金 次に掲げる額の合計額

イ 職場支援員の配置に係る障害者の数（職場支援員一人につき障害者三人までを限度とする。）に、一月につき三万円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、四万円）を乗じて得た額

ロ 職場支援員の委嘱の回数（機構が別に定める回数を限度とする。）に、一万円を乗じて得た額

二 助成金の支給の対象となる期間は、次の1から8までに掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ1から8までに掲げる期間とすること。

1 一の1に掲げる助成金 当該措置等を開始した日の属する月の翌月から起算して一年の期間

2 一の2及び一の9の(一)に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間

(一) 介助者の配置 当該介助者を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該介助者を配置している期間

(二) 介助者の委嘱 介助者の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間

3 一の3及び一の9の(二)に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間

(一) 手話通訳担当者等の配置 手話通訳担当者等を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の

期間のうち当該手話通訳担当者等を配置している期間

(二) 手話通訳担当者等の委嘱 手話通訳担当者等の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間

4 一の4に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間

(一) 介助者の配置 2の(一)に掲げる期間が終了した日の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該介助者を配置している期間

(二) 介助者の委嘱 2の(二)に掲げる期間が終了した日の翌日から起算して五年の期間

(三) 手話通訳担当者等の配置 3の(一)に掲げる期間が終了した日の属する月の翌月から起算して五年の期間のうち当該手話通訳担当者等を配置している期間

(四) 手話通訳担当者等の委嘱 3の(二)に掲げる期間が終了した日の翌日から起算して五年の期間

5 一の5に掲げる助成金 健康相談医の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間

6 一の6に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間

(一) 職業生活相談支援専門員の配置 職業生活相談支援専門員を配置した日の属する月の翌月から起

算して十年の期間のうち当該職業生活相談支援専門員を配置している期間

(二) 職業生活相談支援専門員の委嘱 職業生活相談支援専門員の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間

7 一の7に掲げる助成金 次に掲げる区分に応じてそれぞれに掲げる期間

(一) 職業能力開発向上支援専門員の配置 職業能力開発向上支援専門員を配置した日の属する月の翌月から起算して十年の期間のうち当該職業能力開発向上支援専門員を配置している期間

(二) 職業能力開発向上支援専門員の委嘱 職業能力開発向上支援専門員の委嘱を初めて行った日から起算して十年の期間

8 一の9の(三)に掲げる助成金 施行規則第十九条の二第一項第四号ハの措置に係る障害者一人につき七十二箇月（当該障害者につき施行規則第二十条の二第一項第三号ロに該当することにより同条の助成金の支給対象となる期間を除く。）

三 その他所要の改正を行うこと。

第三 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める職場適応援助者助成金の額等の一部改正

施行規則第二十条の二第一項に規定する職場適応援助者助成金の額は、次の一及び二に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ一及び二に掲げる額とすること。

一 施行規則第二十条の二第一項第一号又は第三号イに該当する社会福祉法人等であつて、障害者である労働者が職場に適応することを容易にするための援助に関する計画に基づき、訪問型職場適応援助者による援助の事業を行うものに対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額（その額が一日につき三万六千円を超えるときは、三万六千円）

1 訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者を除く。2において同じ。）に対し、四時間以上の援助を行った回数に一万八千円を乗じて得た額

2 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、四時間未満の援助を行った回数に九千円を乗じて得た額

3 訪問型職場適応援助者が障害者（精神障害者に限る。4において同じ。）に対し、三時間以上の援助を行った回数に一万八千円を乗じて得た額

4 訪問型職場適応援助者が障害者に対し、三時間未満の援助を行った回数に九千円を乗じて得た額

二 施行規則第二十条の二第一項第二号又は第三号ロに該当する障害者である労働者の雇用に伴い必要と

なる援助に関する計画に基づき援助を行う企業在籍型職場適応援助者の配置を行う事業主に対し支給する助成金 次に掲げる額の合計額（施行規則第十九条の二第一項第二号ニ又は同項第四号ハに規定する職場支援員の配置又は委嘱に係る障害者の数と合計して三人までの支給に限り、その額が一事業主につき一会計年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。）において三百万円を超えるときは、三百万円）

1 企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者を除く。）の数に、一月につき六万

円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、八万円）を乗じて得た額

2 企業在籍型職場適応援助者が行う援助を受ける者（精神障害者に限る。）の数に、一月につき九万

円（中小企業事業主又は調整金支給調整対象事業主にあつては、十二万円）を乗じて得た額

三 その他所要の改正を行うこと。

第四 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第二十条の四第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者等通勤対策助成金の額等を定める件の一部改正

一 施行規則第二十一条の二第一項第一号へに規定するその雇用する重度障害者等である労働者の通勤を

容易にするための指導、援助等を行う者の委嘱に係る助成金の支給期間を、当該者の委嘱を初めて行った日から起算して三月の期間とすること。

二 その他所要の改正を行うこと。

第五 その他

一 障害者作業施設設置等助成金等について、障害者が法第七十条に規定する重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（二において「特定短時間労働者」という。）である場合における支給額を二分の一とすること。

二 障害者介助等助成金（職場支援員の配置又は委嘱に対する支給に限る。）及び職場適応援助者助成金について、特定短時間労働者である場合における支給額を四分の一とすること。

三 関係告示について、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行による題名の改正その他所要の改正を行うこと。

第六 適用期日

この告示は、令和六年四月一日から適用すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十四条の二第八項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者雇用相談援助助成金の額等案要綱

第一 障害者雇用相談援助助成金の額等

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十四条の二第一項に規定する障害者雇用相談援助助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の1又は2に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ1又は2に定める額とすること。

1 施行規則第二十四条の二第一項第一号及び第二号イに該当するものに対し支給する助成金 六十万円（中小事業主又は除外率設定業種事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行ったときは、八十万円）

2 施行規則第二十四条の二第二項一号及び第二号ロに該当するものに対し支給する助成金 1の金額に、その事業所において雇い入れた対象障害者（障害者雇用相談援助事業により雇い入れられ、及び六箇月以上その雇用が継続されたと独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下三において

「機構」という。）が認める者に限る。）の数に七万五千元（中小企業事業主又は除外率設定業種事業主に対して障害者雇用相談援助事業を行ったときは、十万円）を乗じて得た額を加えた額（四人までの支給に限る。）

二 一の1又は2に掲げる助成金の支給回数は、事業主につき、それぞれ一回に限るものとする。

三 この告示に定めるもののほか、障害者雇用相談援助助成金の支給に関し必要な事項は、機構が定めることとする。

第二 適用期日

この告示は、令和六年四月一日から適用すること。

障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間案要綱

一 障害者の雇用の促進等に関する法律第六十九条及び第七十条の厚生労働大臣の定める時間は、十時間以

上二十時間未満とすること。

二 この告示は、令和六年四月一日から適用すること。